

令和4年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第22号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
質疑	4
鎌内つぎ子君	4
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	4
鎌内つぎ子君	5
表決	5
議案第23号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
質疑	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）板垣消防本部総務課長	8
鎌内つぎ子君	8
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	8
鎌内つぎ子君	9
（答弁）櫻井消防本部消防長	9
鎌内つぎ子君	9
横山悦子君	9
（答弁）柴岡参事兼業務課長	9
横山悦子君	10
表決	10

令和4年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和4年11月30日（水）

午前10時10分開会～午前10時36分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第23号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第23号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

4 出席議員（15名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 関 武 徳 君 | 2番 佐 藤 弘 樹 君 |
| 3番 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 横 山 悦 子 君 |
| 5番 氏 家 善 男 君 | 6番 中 山 哲 君 |
| 7番 福 田 弘 君 | 8番 早 坂 忠 幸 君 |
| 9番 三 浦 英 典 君 | 10番 米 木 正 二 君 |
| 11番 後 藤 洋 一 君 | 12番 久 勉 君 |
| 13番 鈴 木 宏 通 君 | 14番 平 吹 俊 雄 君 |
| 15番 吉 田 二 郎 君 | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 管 理 者 伊 藤 康 志 君 | 副 管 理 者 猪 股 洋 文 君 |
| 副 管 理 者 早 坂 利 悦 君 | 副 管 理 者 遠 藤 稔 雄 君 |
| 副 管 理 者 金 森 正 彦 君 | 事 務 局 長 兼 藤 島 善 光 君 |
| 参 事 兼 柴 岡 雄 司 君 | 総 務 課 長 兼 櫻 井 俊 文 君 |
| 業 務 課 長 兼 大 石 誠 君 | 消 防 本 部 長 兼 板 垣 英 明 君 |
| 消 防 本 次 長 | 消 防 本 課 長 |

7 議会事務局出席職員

事務局長 安倍 潔 君

次兼議事係長

高橋 正樹 君

主 事 小口 優 君

総務課長

高橋 克幸 君

会 議 の 経 過
開 会
午前10時10分

- 議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和4年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。
よって、開会いたします。
-

開 議

- 議長（関 武徳君） これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。
-

「日程第1 会議録署名議員の指名」

- 議長（関 武徳君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。4番横山悦子議員、10番米木正二議員の二人にお願いいたします。
地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。
-

「日程第2 会期の決定」

- 議長（関 武徳君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

「日程第3 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

- 議長（関 武徳君） 日程第3 議案第22号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。
伊藤管理者。
○管理者（伊藤康志君） 議案第22号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大

崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本年8月8日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月18日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として、組合の現状及び構成市町の状況などに鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1点目は給料表の改正で、採用職員の初任給を大卒程度で3,000円、高卒者で4,000円引き上げるとともに、若年層の俸給月額を平均0.23%引き上げ、令和4年4月1日から適用いたします。

第2点目は、勤勉手当について年間0.1月分を引き上げるものであります。今年度につきましては、12月勤勉手当を0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。また、同様に再任用職員の勤勉手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月勤勉手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

以上、議案第22号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第22号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

第2条関係で再任用職員の勤勉手当、現行100分の50に対して改正案が100分の47.5に減額された理由についてと、第4条関係で特別職の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当のうち期末手当、現行100分の167.5に対して改正案が100分の165に減額された理由について、まずお聞きいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、一般職と、一般職の中には再任用職員も含まれており、これが

第1条、第2条関係。常勤の特別職ということで第3条、第4条関係というつくりになってございます。

一般職と再任用につきましては、第1条で期末手当について、一般職は年間0.1月分、再任用は年間0.05月分を引き上げ、第3条で常勤の特別職は年間0.05月分を引き上げるということでございます。この分については、第1条と第3条については、令和4年度分、遡及してということで1年度分の数字となっています。第2条と第4条では、来年度以降について、これは6月と12月に分けますので、例えば第2条であれば、第1条の0.1月分を2つに分けるとそれぞれ0.05月分になります。来年度以降は、2回に分けなければならないということです。第3条についても同様で1年分の引上げ分となっておりますので、第4条も第2条と同じように年間2回に分けますのでこういったことになっております。

したがって、昨日、大崎市議会の臨時会でも同様の議案が可決されたと承知してございます。私も、議員がなぜこういう質問するのかと思ひまして、大崎市の議案書を確認させていただきました。そうすると、大崎市の議案書の今回の改正の内容が、6月には幾ら、12月には幾らと、最初から分けて書いているのです。構成4町も一応確認しましたところ、構成4町については、今回の当組合と同様のスタイルになって改正をしているのです。そういったところで、いずれにしても内容的には書き方がちょっと違うというところで、実際のところ減額はしていないというところなので、御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。なぜかと申しますと、分けてやるとすぐく分かりやすいし、そして、今、こういうコロナ禍で、物価高騰の中で、こういう減額などが出るのはほとんどないと思ったものだから質疑したのですけれども、実質は今の説明で十分理解できましたので、以上で終わります。

○議長（関 武徳君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでございます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第4 議案第23号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第4号)」

○議長（関 武徳君） 日程第4 議案第23号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第23号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、議案第22号で御説明申し上げました、大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正等に伴う職員人件費の増減補正、総務費及び衛生費で一般管理経費の増額補正、また、加美斎場管理経費の増額補正を行うものであります。

議案書の7ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,798万1,000円を増額し、予算総額を91億735万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、8ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和4年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、環境配慮行動普及促進事業費補助金について、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施による補助対象事業費の計上に伴い、156万6,000円の補正計上であります。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として、歳入歳出の差額3,641万5,000円を財政調整基金より繰入れするものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費につきましては、主に先ほど御説明申し上げました職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の増額でございますので、節ごとの内訳につきましては説

明を省略させていただきます。

1 款 1 項議会費は、職員人件費で、各節合計して17万7,000円の増額補正であります。

2 款 1 項総務管理費は、職員人件費で、各節合計して896万7,000円の減額補正、一般管理経費で、構成市町派遣職員に係る経費として、予算の組替えも含め、1,258万3,000円を増額補正するものであります。

2 款 3 項監査委員費は、職員人件費で、各節合計して4万6,000円の増額補正であります。

3 款 1 項児童福祉費は、職員人件費で、各節合計して97万2,000円の増額補正であります。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

4 款 1 項衛生管理費は、職員人件費で、各節合計して57万4,000円の増額補正、一般管理経費で、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施に係る経費として282万円を増額補正するものであります。

4 款 2 項保健衛生費は、斎場管理運営費で、加美斎場照明器具の修繕に係る経費として564万円を増額補正するものであります。

4 款 3 項清掃費は、職員人件費で、各節合計して305万9,000円の増額補正、そのうち、ごみ処理施設管理運営費で252万2,000円の増額、し尿処理施設管理運営費で53万7,000円の増額であります。

5 款 1 項消防費は、職員人件費で、各節合計して2,058万円の増額補正であります。

9 ページ、10 ページをお開き願います。

6 款 1 項教育総務費は、職員人件費で、各節合計して49万7,000円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,798万1,000円を増額し、令和4年度の予算総額は91億735万4,000円となりました。

以上、議案第23号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3 番鎌内つぎ子議員。

○3 番（鎌内つぎ子君） 議案第23号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。

2 款 1 項 1 目については先ほどの説明で了としましたので、消防費5款1項1目について質疑をさせていただきます。

職員人件費2,058万円増になっておりますが、若年層の増は何人ぐらいで、1人当たり平均どれぐらいなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） それでは、お答えいたします。

まず、令和4年度補正予算に関する説明書の7ページから10ページに記載しておりますとおり、職員人件費の増額の内訳の部分から御説明させていただきたいと思っております。

2節給料で564万7,000円、3節職員手当等で1,209万6,000円、4節共済費で283万7,000円の増額となっております。そのうち給料の増額分ですけれども、564万7,000円となります。こちらの部分につきましては、人事院勧告に基づきまして、消防本部で該当いたします30代半ばまでの若年層の職員数につきましては、再任用職員を除く、4月1日現在の職員数320名のうち179名、56%の職員が該当するというものでございます。

また、その引上げ幅につきましては、400円から、先ほどお話がありましたとおり、高卒の初任給という部分の4,000円が最高額となりますけれども、こちらの幅で、率にしますと約3%の引上げという状態となります。

1人当たりに換算しますと、年間平均額といたしましては約3万1,550円となります。月額にいたしますと、2,630円ほどの引上げという形となるものでございます。

以上となります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ありがとうございます。

今回、若年層ということなのですけれども、先ほど言ったように、今回の人勧では3年ぶりの給料とボーナスの引上げだということで、それに加えて物価高騰、そういった中では若年層もすごく大事で、今コロナの救急搬送はすごいです。どれぐらいになっているのか、お尋ねしたいのですけれども、そういった中で、若年層だけではなくて全体的に引上げとかは考えられなかったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

全体的なお話ということで私からお答えをさせていただきます。

まずもって、当組合のラスパイレスについてお話をさせていただければ、95.8ということになります。これは職員の年齢層によっても毎年ちょっと変わってくるのですけれども、構成市町の状況を見ますと、大崎市が断トツで98.2となっております。では構成4町はというところで、広域よりも若干低めというところなのです。なので、広域については、断トツの大崎市と構成4町のちょうど中間地点ということでバランスを取っております。例えば給与の号俸につきましても、大崎市については議員御承知のように8級制を導入していると。広域は7級制で、4町については6級制を導入してございます。なので、端的なことを言えば、広域の課長補佐だと、4町に行くと一般の課長職の給与の号俸になっているのです。総務課長で6級ですから。なので、ラスパイレスとか給与の号俸を見ても、決して広域が低いという

ことと、広域は構成1市4町あつての広域でございますから、その辺のところを御理解賜りたいと思います。ただ、議員御懸念の例えば救急搬送について、いろんな手当で対応しているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。救急搬送、今回市民病院でも再度特殊手当ということで4,000円追加されました。今コロナの救急搬送、どれぐらいになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防本部消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） お答えいたします。

コロナの救急搬送ということでございますが、第8波に入ってコロナの陽性者で救急搬送についても増加してございます。これは8月に第7波のピークということでございましたが、陽性者については8月が64名で、11月については陽性者の搬送は69名ということで、既にもう第7波のピークを上回っている状況でございますので、今後、そういった陽性者の搬送が増加の一途をたどることも想定されるところでございます。

議員におかれましては、本当に給料面においてもその処遇の部分で非常に後押しをする提案等もいただいております。感謝を申し上げますとともに、そういったところもしっかりと地域住民の負託に応えられるように頑張っておりますので、今後とも引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 大分増えて、今後とももっと増えるかもしれませんので、そこら辺では救急搬送される職員の方の特殊手当の増とかも今後検討をぜひしていただきたいと思いを込めて、質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4款2項1目、斎場管理の関係で、加美斎場の修繕料564万円の内容についてお聞かせください。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

加美斎場の照明器具につきましては、前回の定例議会でもお話ししたように、電気料が非常に値上がりになっておまして、LED化を計画していたところでございます。議員からの御指摘で、当初3年で少しずつ直していこうということだったのですけれども、電気料金の値上げとか、前回の議員からの御指摘等もありましたので、業者からの見積りもなかなか上がらなかったということは前回お話ししておりましたが、その見積りもやっと上がってきましたので、

今回、急遽、3年でやる予定だったものを前倒してLED化にするということでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでございます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉 会

午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年11月30日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 横山 悦子

署 名 議 員 米木 正二